

「世界遺産と郷土芸能を生かした地域活性化事業」

企画・運營業務

# 業務仕様書

令和7年5月

岩手県沿岸広域振興局

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「世界遺産と郷土芸能を生かした地域活性化事業」企画・運營業務（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 業務の概要

### (1) 目的

沿岸広域振興局管内（釜石市、大槌町、大船渡市、陸前高田市、住田町、宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村）のこと。以下「沿岸局管内」という。）の世界遺産及び郷土芸能を活用した地域の活性化を図ることを目的に、県外からアーティストを県内の地域に招へいし、地域との交流を進めながら世界遺産及び郷土芸能等の地域資源を活用した短期滞在制作（アーティスト・イン・レジデンス）を行うことで、郷土芸能団体の活動意欲向上と地域住民が優れた芸術文化に身近に接する機会を提供するとともに、地域の文化資源を活用した地域の活性化を目指すもの。

### (2) 業務の名称

「世界遺産と郷土芸能を生かした地域活性化事業」企画・運營業務

### (3) 委託期間及び予算額

#### ア 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

#### イ 委託予定額

814千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 業務の内容

### (1) 招へいアーティスト

原則、20歳以上のアーティストとし、美術、音楽、舞踊等の創作活動で実績を持つ者とする。ただし、岩手県内に居住する者は除く。

招へいアーティストの滞在期間（招へい地域で、交流、創作活動、成果発表を行う期間）は、7日程度とする。

### (2) 実施場所

沿岸局管内の特定の地域（釜石市を想定）で実施することとする。ただし、沿岸局管内の同一市町村内の複数箇所では実施することは構わない。

### (3) 業務内容

ア 美術・音楽・舞踊等の創作活動で実績を持つ国内外のアーティスト1名または複数名を沿岸局管内の特定の地域に招へいし、世界遺産及び郷土芸能をはじめとする地域の文化資源を活用した短期滞在制作を行うとともに、その成果を展示や公演等により公開すること。

イ 招へいアーティストとスタッフの滞在、作品制作、成果発表、移動や保険の加入、事業実施に必要な許認可等、事業実施に係るサポートを行うこと。

ウ 滞在期間中における滞在・制作・交流場所や成果発表を行う場所については、地元と調整し

て行うこと。

エ 本業務については、地域の理解と協力のもとに事業を実施すること。

オ 招へいアーティストの滞在期間中に、地域住民等との相互交流により地域の活性化につながる事業を企画・実施すること。

カ 成果発表を行う際は、招へいアーティストや来場者の安全に配慮すること。

### 3 留意事項

契約に当たっては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて仕様書を変更することがあること。

### 4 完了報告書

この事業が完了した後、すみやかに事業完了報告書（様式を指定）及び事業の成果が分かる資料（自由様式）を作成し、提出すること。

### 5 契約に関する条件等

#### (1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは運営等のうち全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、アに該当しない限りにおいて本業務の一部を第三者に委託することができる。その際は、事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

#### (2) 再委託の相手方

受託者は、上記「5(1)イ」により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

#### (3) 業務履行に係る関係人に関する措置請求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

イ 県は、上記「5(1)イ」による受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

ウ 受託者は、上記「5(3)ア及びイ」による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

#### (4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定めるものとする。

## (5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

## (6) 個人情報の取扱について

ア 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

イ 受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者及び当該業務に従事する者（以下「受託業務従事者」という。）を指定し、県に報告すること。

ウ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

エ 受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も県に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、県の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

オ 受託者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受託業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、県は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があります、その場合、受託者は、県の指示に従うこと。

## 6 その他

(1) 本事業の執行に当たっては、随時、県と協議を行うものとする。

(2) この仕様書に記載のない事項については、県と受託者で協議の上、取扱い等を決定するものとする。